仕様書

1.　業務名

令和７年国勢調査　調査用品仕分け・配送等業務（その２）

2.　業務目的

効率的に調査を実施するため、総務省及び大阪府等から支給される調査用品について仕分け・梱包等を行い、調査員、指導員及び国勢調査堺市実施本部事務局（以下、「本部」という。）等に配送すること。

3.　履行場所

保管場所：受注者倉庫

作業場所：保管場所と原則同一

配 送 先：・調査員自宅(約 5,500 か所。前回実績より、堺市外は約 1％を想定。)

・本市が指定する調査員説明会場(小学校等堺市内約 150 か所)

・本部(〒590-0015 堺市堺区南田出井町 1 丁 1-1 堺市役所 建設局土木部西部地域整備事務所 2 階)

・堺、中、東、西、南、北、美原区役所(7か所)

※保管場所及び作業場所は、本部から自動車等で 1 時間半以内の場所に設置の上、堺市に届け出ること。

※※上記保管場所については、確実な施錠の実施など、盗難防止策を十分に講じること。

4.　履行期間

契約締結日～令和８年２月２８日

5.　業務概要

詳細な業務内容については、【別添３】「作業マニュアル」に記載する。

ア　調査用品の受領

イ　調査用品の保管

・【別添１】「調査用品リスト」に記載する用品の保管及び残用品の保管

ウ　指導員説明会資料のセット作業・配送等

エ　調査員説明会資料のセット作業・配送等

オ　調査員向け実査用調査用品の仕分け・梱包・配送等

カ　本部・区役所向け実査用調査用品（予備用品等）の配送等

※配送日は土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号)」に規定する祝日を含む短期間に集中するので、受注者は指定時間までに配送できるよう配送計画書を作成し、本市に提出すること。

キ　調査期間終了後、残用品の本部への配送

6.　業務スケジュール（概要）

調査用品の受領、仕分け作業、配送等については以下の表を参照

・スケジュール概要（予定）

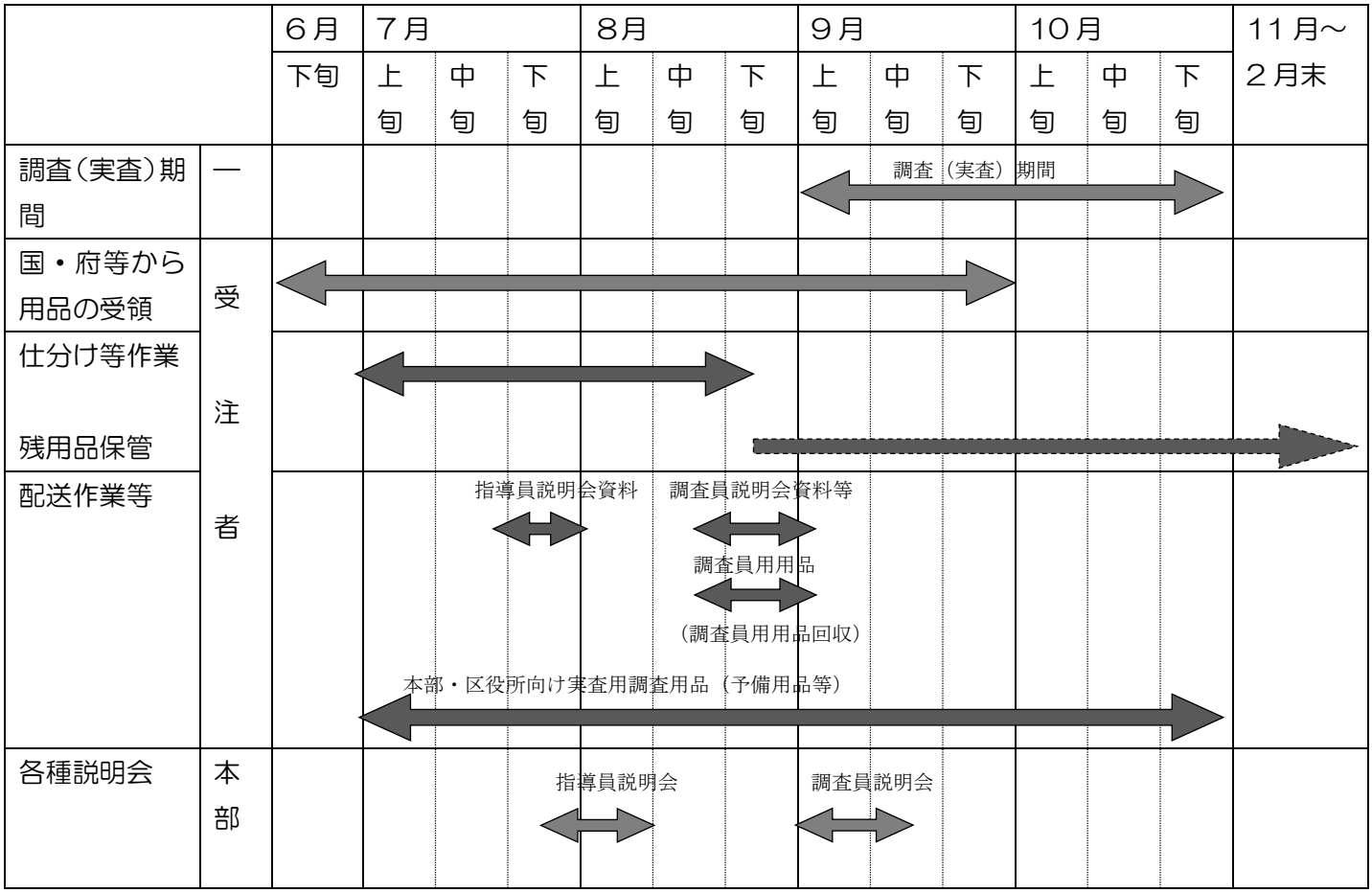

7.　提出書類

（１）提出書類及び提出期限

受注者は次に定める書類を期限までに提出すること。（データ提出可）

①③④については受注者の任意の様式とするので、各提出期限の３日前までに記載内容について本市の承認を得ること。

提出書類	最低限記載すべき項目	提出期限
①　用品受領報告書	対象用品名／受領日／受領責任者名	用品受領後 10 営業日以内（用品受領の都度提出）
②業務実施計画書（詳細スケジュール）	上記 6 のスケジュールを踏まえて。契約締結後の打ち合わせ内容を反映したもの。	契約締結後 10 営業日以内
③配送計画書	各配送先への配送予定日を記載したもの。	配送開始 10 営業日前
④配送記録報告書	配送先／配送日時／配送責任者名／受領した相手方の氏名	用品発送後５営業日以内（配送の都度提出）

⑤打ち合わせ議事録	―	打ち合わせ後 10 営業日以内
⑥業務責任者届、⑦業務実施体制図、緊急連絡体制図、用品保管場所届	⑥は本市様式 ⑦については各書類について必要な内容を網羅していること。	契約締結後 10 営業日以内
⑧業務完了届	本市様式	業務完了後、10 営業日以内

（2） 提出先

〒590-0015
堺市堺区南田出井町 1 丁 1－1 西部地域整備事務所 2 階
堺市 市長公室 政策企画部 調査統計課
TEL 072-228-7450

8. 実施体制

ア 業務を実施するにあたり、業務責任者を置くこと。
イ 業務責任者は、長期療養、死亡、退職等の不測の事態を除き、同一人物とすること。
ウ 業務実施計画の詳細なスケジュールを作成し、本市の承諾を得ること。
エ 業務を確実に履行できる従事者を記載した体制図を作成し、提出すること。なお、体制図には本市からの問い合わせに対する一次対応者、回答者、管理者等の役割を明確に記載しておくこと。
オ 緊急時における連絡体制、連絡手段、従事者を記載した緊急連絡体制図を作成し、提出すること。

9. 作業場所、作業人員及び経費等

以下に定める事項については、本市が提供する場合を除き、受注者の責において確保し、経費を負担すること。

ア 作業場所及び受領した調査用品の保管場所
イ 作業にかかる人員及び什器
ウ 仕分け、個別梱包等にかかる用品等（梱包材等）
エ 用品等の配送
オ その他本業務履行に必要なもの

10. 情報セキュリティ

ア 情報セキュリティに関するルールを定め本市の承認を得ること。
イ 従事者に対する情報セキュリティの重要性やルールの内容を理解させるための研修・訓練等を実施すること。

11. 法令遵守

本件業務の遂行にあたっては、法令を遵守すること。特に個人情報の取扱いについては、以下の法令等に留意し、適切に取り扱うこと

ア　統計法（平成 19 年法律第 53 号）

イ　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

12. その他

ア　本市は、受注者に対し、常時、契約履行状況に関する調査（立ち入り調査含む）を行えること。

イ　【別添１】及び【別添２】に記載の用品数量、種類等については、令和７年３月現在の概数のため変動する可能性がある。なお、用品数量、種類等の変動による変更契約は原則行わない。

ウ　業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議して実施すること。また、この仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ実施すること。

エ　本業務で本市よりメールにて提供する「実査用調査用品納品先リスト」については、業務終了後、速やかに返却し、データの消去を行い、その旨を報告すること。

オ　業務の遂行中にトラブルや疑義が発生した場合は、すぐに本市に連絡し、指示を仰ぐこと。

カ　業務の遂行にあたり、受注者の責において第三者に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償をすること。

キ　業務において発生する経費については、本市が負担すると記載のあるものを除き受注者がすべて負担すること。

ク　配送時には交通法規等を遵守すること。

ケ　受注者は、従事者に対して、業務従事前に毎回、酒気帯び確認を目視及びアルコール検知器による検査にて行い、呼気中のアルコール濃度が０㎎/l であることを確認すること。 また、免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認すること。

コ　車両の運行にあたり、アイドリングの禁止等の環境問題に関する法令を遵守し、環境負荷の低減に努めること。

サ　納品先での荷降ろし方法や場所などについては、納品先の指示に従うこと。

シ　配送後、配送用品の不足等が生じていることが判明したときは、受注者の責任で直ちに追加配送すること。

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

（２）受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。